公共事業における調達マネジメント

平成26年6月に施行した改正品確法は、インフ ラの品質確保にその担い手の中長期的な育成・確 保が目的として追加されるとともに、その中で多 様な入札契約制度の導入及び活用を謳っている。 その後に作成された「公共工事の入札契約方式の 適用に関するガイドライン (案)」には、事業の 特性やサービスを提供する民間企業の技術力、発 注者側の体制等を考慮し、契約方式、競争参加者 の設定方法、落札者の選定方法、支払方式等を適 切に選択し、組み合わせて適用することが重要で あることと、これまでの適用事例における効果や 留意事項が示されている。インフラ事業は、単品 生産、現地生産、そして多様な数多くの関係者の 協力を得て実践される。この事業を成功させるた めには、民間企業の技術力を適切なタイミングで 効果的に投入するために調達のマネジメントを上 手に実践することが肝要である。

プロジェクトマネジメントの知識体系である PMBOK (Project Management Body of Knowledge) においては、調達マネジメントは、外部から必要な財やサービスを取得するために必要な重要なプロセスの一つとして整理されている。まず、プロジェクトの初期段階において、どの段階で、どのような財やサービスをどのようにどれだけ調達する必要があるかを計画する。プロジェクトの特性や発注者側の体制等を考慮するとともに、財やサービスを提供する民間企業の市場を理

解し、さらに民間のインセンティブを引き出すメ カニズムを適切に組み込むことを考えることが重 要である。次に、調達する財やサービスの要求事 項を定義し文書化することと、発注先候補を特定 すること、さらに選定のための評価基準を作成す る必要がある。発注先から提案を求めたり、見積 りを得たりするために使われる書類が含まれる。 さらに、プロジェクト主体は、入札説明会や公告 等を実施し、提案や見積りを取得するとともに、 作成された評価基準を適用して応募資料等に基づ き発注先企業を選定し契約する。契約管理は、提 供される財やサービスが注文内容に合致している かどうかを確認し、必要な変更を行うため契約期 間において管理するプロセスであり、検収や監査 等を経て支払いを完了させることで完了する。調 達マネジメントにおいて、重要な事項のひとつは、 発注者が要求事項を明確にすることであり、その ためにはプロジェクトのスコープが明確になって いる必要がある。最初の段階で作成される調達の 計画が重要となる。調達のマネジメントを実践す るためには、事業のコスト、行程、品質のマネジ メントの3要素を達成するため、対象とするイン フラ事業を実現するために必要な技術的知見を有 している必要もある。

一方で、公共事業の実施主体である行政がインフラ事業を行うにあたっては、さまざまな制約条件を考慮する必要がある。会計法や地方自治法に



東京大学大学院 工学系研究科 お ざわ かず まさ 社会基盤学専攻 教授 小 澤 一 雅

は、入札契約手続きの基本原則が示され、我が国 特有の予定価格制度等が規定されている。建設業 法には、建設工事に係る建設業の許可制度や技術 者制度等が規定されている。比較的大規模な調達 は、World Trade Organization (WTO) で定め る政府調達協定のルールに則る必要がある。また、 中小企業庁が所管する官公需法によって、政府調 達に占める中小企業の受注割合に対して毎年目標 が示されている。さらに、入札契約適正化法や官 製談合防止法等も考慮する必要がある。国や地方 公共団体等の各発注機関は、これらの法制度に則 り、それぞれ各種の調達規則を定め、これを運用 することになる。特に、その運用においては、財 政法や地方自治法に定められた予算制度の大きな 制約を受けることになる。

これらの公共事業に特有の制約条件を考慮する 必要があるだけでなく、公共事業に関わる発注者 側の人数は、減少を続け、規模の小さい地方公共 団体においては、技術職員を抱えることが困難で あったり、技術職員を有する発注者においても、 公共事業の現場経験を充分に積むことが難しい ケースが増大したりしている。公共事業の現場は、 直営施工の時代からアウトソーシングが大きく進 められてきた一方で、調達のマネジメントスキル を有する人材を確保、育成することが困難になっ ている。このような環境の中で、多様な入札契約 制度も有効に活用し、事業を適切に実践するため には、どうすれば良いのであろうか。

経験豊富な技術職員を有する発注機関において は、彼らの経験と知恵を有効に活かせる事業プロ セスと体制を整備するとともに、若手の技術職員 に技術を伝承し、調達マネジメントスキルを向上 させるための体制を考える必要がある。事業の初 期段階から完了までに必要な意思決定と各段階で 考慮すべき事項が理解できるよう、体系的な教育 と必要な経験を与えられるよう組織全体でその仕 組みを考える必要がある。技術職員の数や経験が 乏しい発注機関においては、調達マネジメントに 関する専門的な知見を有する第三者(コンサル タント等)を有効に活用する方策を考えるのが良 い。国土交通省は、地方公共団体における多様な 入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成 26年度から他の発注者のモデルとなる発注への支 援を実施する「多様な入札契約方式モデル事業」 に取り組んでいる。支援を受けた地方公共団体か らは、専門的な知識・経験を有する第三者(支援 事業者)のアドバイスにより、自ら気付かなかっ た課題や課題解決の方針が明らかになった等の意 見が寄せられ、その有用性が示されている。調達 マネジメントとともに、事業のマネジメントスキ ルを有する人材や企業を育成、活用することで、 より価値の高い公共事業の実践を期待したい。